

別紙 1

行政手続法が適用される（法令に根拠がある）審査基準（申請に対する処分の基準）は次のとおりです。

個票番号	処 分 名	根拠法令名	根拠条項	審査基準	標準処理期間	所管部署	備 考
601	犬の鑑札の交付	狂犬病予防法（昭和25年法律第247号）	第4条第2項	×ア	1日	環境政策課環境衛生係	
602	犬の注射済票の交付	狂犬病予防法（昭和25年法律第247号）	第5条第2項	×ア	1日	環境政策課環境衛生係	
603	犬の鑑札の再交付	狂犬病予防法施行令（昭和28年法律第236号）	第1条の2	×ア	1日	環境政策課環境衛生係	
604	犬の注射済票の再交付	狂犬病予防法施行令（昭和28年法律第236号）	第3条	×ア	1日	環境政策課環境衛生係	
605	埋葬、火葬又は改葬の許可	墓地、埋葬等に関する法律（昭和23年法律第48号）	第5条第1項	×ア	5日	環境政策課環境衛生係	
606	一般廃棄物処理業の許可	廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）	第7条第1項、第6項	×ア	7日	環境政策課廃棄物対策係	
607	浄化槽清掃業の許可	浄化槽法（昭和58年法律第43号）	第35条第1項	×ア	7日	環境政策課廃棄物対策係	
608	火入れの許可	森林法（昭和26年法律第249号）	第21条第1項	×ア	14日	環境政策課林政係	
609	施業実施協定の認可	森林法（昭和26年法律第249号）	第10条の11の9第1項	×ア	14日	環境政策課林政係	
610	施業実施協定の変更の認可	森林法（昭和26年法律第249号）	第10条の11の13	×ア	14日	環境政策課林政係	
611	施業実施協定の廃止の認可	森林法（昭和26年法律第249号）	第10条の11の15	×ア	14日	環境政策課林政係	
612	森林経営計画の認定	森林法（昭和26年法律第249号）	第11条第1項	×ア	14日	環境政策課林政係	
613	森林経営計画の変更認定	森林法（昭和26年法律第249号）	第12条第1項	×ア	14日	環境政策課林政係	
614	森林施業に関する測量のための他人の土地への立入り等の許可	森林法（昭和26年法律第249号）	第49条第1項	×ア	14日	環境政策課林政係	

※「審査基準」欄の記載内容は、次のとおりです。

- ①「○」 審査基準を設定している。
 - ②「×」 審査基準を設定していない
- ア：審査基準が法令の定めにくくされているもの
 イ：申請等の実績が無い又は将来的に見込みの無いもの
 ウ：あらかじめ具体的な基準を定めることが困難なもの